富（河長・大狭・太・河南・千赤）広福第６８０号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成３０年３月２７日

各社会福祉法人代表者　様

　　　　　　　　　　　　　　　（富田林市　河内長野市　河南町　太子町　千早赤阪村）広域福祉課長

大阪狭山市　広域福祉グループ課長

日本放送協会における放送受信料免除基準の一部変更について

日頃より各市町村の福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、厚生労働省より、下記文書により、日本放送協会放送受信料免除基準の

一部変更があり、平成３０年４月１日より社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う社会

福祉施設等における入所者及び利用者が利用する受信機に係る放送受信料が、全額免除と

なったとの事務連絡がありましたのでお知らせします。

記

**＜事務連絡等＞**

**・「日本放送協会における放送受信料免除基準の一部変更に関する周知のご協力について」**

（平成３０年３月２２日厚生労働省４課連名文書）

**・「日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更の周知のご協力依頼について」**

（平成３０年３月１６日日本放送協会営業局長文書）

なお、近日中に今回メールでお送りする本通知文および添付ファイルにつきまして、南河内広域福祉課のホームページに掲載する予定です。

【社会福祉法人等への通知文書等】

（<http://www.kouiki321.jp/procedure/fukushi/pro_seturituninka/14.html>）

|  |
| --- |
| 〒５８４－００３１　住 所：富田林市寿町２丁目６番１号南河内府民センタービル２階南河内広域事務室　広域福祉課　　　　　　　（社会福祉法人指導担当）ＴＥＬ：０７２１－２０－１１９９ＦＡＸ：０７２１－２０－１２０２ |